

1 法律上の位置付け

	大綱 〔やまなし教育大綱(H27～H30年度)〕	地方教育振興計画 〔新やまなしの教育振興プラン(H26～H30年度)〕
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 H27.4.1施行 (第1条の3第1項)	教育基本法(第17条第2項)
策定主体	地方公共団体の長 総合教育会議において協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を	参酌し、その地域の実情に応じ策定
定義等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針 必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な方針 努力義務

本年度、国の第3期教育振興基本計画の策定を受け、教育委員会(事務局)で策定を予定

2 大綱の考え方

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱が対象とする期間は、国の教育振興基本計画の期間が5年であること、知事の任期が4年であることに鑑み、4年～5年程度を想定している。

3 本県における「やまなし教育大綱」の位置付け及び他の計画等との関係

(1) 位置付け

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で知事と教育委員が協議を行った上で知事が定めるもの(詳細な施策の策定は行わない)。
(計画期間 H27～H30年度(4年間))

(2) 他の計画等との関係



4 現行「やまなし教育大綱」の組み立て及び内容

「やまなし教育大綱」 (H27年度～H30年度)	主な内容	
	〔山梨県教育振興基本計画〕 (H26年度～H30年度)	
〔方針1〕 世界に通じ、社会を生き抜く力の育成	〔基本方針1〕 社会を生き抜く力	
〔方針2〕 確かな学力と自立する力及び豊かな心と自己実現を図る力の育成	〔基本方針2〕 知 〔基本方針3〕 徳	
〔方針3〕 質の高い教育環境づくりの推進	〔基本方針5〕 特別支援教育の充実 〔基本方針6〕 教育環境づくり 〔基本方針7〕 質の高い教育 〔基本方針8〕 家庭・地域・学校の連携	
〔方針4〕 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出	〔基本方針4〕 体	
〔方針5〕 県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興	〔基本方針10〕 文化芸術の振興	
〔方針6〕 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現	〔基本方針9〕 生涯学習環境づくり	
〔方針7〕 地域を担う人財の育成	〔ダイナミックやまなし総合計画〕 1やまなし創生推進PJ 2基幹産業発展・創造PJ 4まなび・子育て環境創造PJ 5健やか・快適環境創造PJ	
〔方針8〕 山梨の産業を担う人財の育成	〔ダイナミックやまなし総合計画〕 1やまなし創生推進PJ 2基幹産業発展・創造PJ 4まなび・子育て環境創造PJ 5健やか・快適環境創造PJ	

総合教育
会議からの
意見(キーワード)
「人財」
「郷土愛」